別表第二栃木県の項を次のように改める。

栃木県	アスカゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	スカイゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	とちのいぶき	麦茶の製造用以外のもの
	ニューサチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの

別表第二大分県の項を次のように改める。

大分県	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	トヨノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの

別表第二鹿児島県の項を次のように改める。

鹿児島県	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	はるか二条	麦茶の製造用以外のもの

別表第四兵庫県の項を次のように改める。

兵庫県	米澤モチ2号	麦茶の製造用以外のもの

附　則

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十八年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百八十九号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十八年四月三十日と定め、公示する。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　裕

第一の一の㈡のイの表北海道の項中「、ほしまる」の下に「、ゆきさやか」を加え、同表青森県の項中「、あきたこまち」の下に「、あさゆき、コシヒカリ」を加え、同表岩手県の項中「きらほ」の下に「、銀河のしずく」を加え、「つづみ星」を削り、同表秋田県の項中「きんのめぐみ」の下に「、ぎんさん」を加え、同表山形県の項中「、スノーパール」を削り、「ミルキークイーン」の下に「、萌えみのり」を加え、同表福島県の項中「あきだわら」の下に「、笑みの絆」を、「五百川」の下に「、さいこううち」を加え、「、春陽、スノーパール」を削り、「ひとめぼれ」の下に「、福島三〇号」を加え、同表埼玉県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら」を、「朝の光」の下に「、あさひの夢」を加え、「及びミルキークイーン」を「、ミルキークイーン及びゆうだい二一」に改め、同表千葉県の項中「コシヒカリ」の下に「、五百川」を、「ミルキーサマー」の下に「、ゆうだい二一」を加え、同表新潟県の項中「春陽」の下に「、新之助」を加え、「、夢ごこち及びわせじまん」を「及び夢ごこち」に改め、同表富山県の項中「スノーパール」を「つくばSD一号」に改め、同表石川県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら」を加え、同表福井県の項中「、春陽」を削り、同表山梨県の項中「コシヒカリ」の下に「、五百川」を加え、同表長野県の項中「あきだわら」の下に「、いのちの壱」を加え、同表岐阜県の項中「いのちの壱」の下に「、ＬＧＣソフト、縁結び」を加え、同表静岡県の項中「きぬむすめ」の下に「、きんのめぐみ」を、「ヒノヒカリ」の下に「、ふくのいち」を加え、同表愛知県の項中「あきたこまち」の下に「、あきだわら」を、「チヨニシキ」の下に「、てんこもり」を加え、同表京都府の項中「フクヒカリ」の下に「、ほむすめ舞」を加え、同表兵庫県の項中「コシヒカリ」の下に「、たちはるか」を、「フクヒカリ」の下に「、ほむすめ舞」を加え、同表徳島県の項中「、コガネマサリ」を削り、同表愛媛県の項中「、祭り晴」を削り、同表福岡県の項中「、ちくし九〇号」を削り、「姫ごのみ」の下に「、実りつくし」を加え、同表熊本県の項中「あきげしき」の下に「、あきだわら」を、「くまさんの力」の下に「、熊本五八号」を、「森のくまさん」の下に「、やまだわら」を加え、同表大分県の項中「、おおいた一一」を削り、同表鹿児島県の項中「コシヒカリ」の下に「、なつほのか」を加え、「、夢はやと」を削る。

第一の一の㈡のロの表岩手県の項中「、紫こぼし」を削り、同表山形県の項中「こがねもち」を「朝紫、こがねもち」に改め、同表愛知県の項中「十五夜糯」の下に「、ヒヨクモチ」を加え、同表福岡県の項中「ひみこもち及び」を削る。

第一の二の㈡のハの表山形県の項中「山形酒一〇四号、山酒四号及び山田錦」を「山酒四号、山田錦及び雪女神」に改め、同表福島県の項中「五百万石」を「京の華一号、五百万石」に改め、同表千葉県の項中「五百万石」を「雄町、五百万石」に改め、同表新潟県の項中「、雄町」を削り、同表福岡県の項中「、五百万石」を削り、同表宮崎県の項中「南海酒一七五号」を「ちほのまい」に改め、同表宮崎県の項の次に次のように加える。

鹿児島県	山田錦

第一の四の㈡のイの表北海道の項中「、ホロシリコムギ」を削り、同表埼玉県の項中「、きぬの波」を削り、同表富山県の項中「キヌヒメ及び」を削り、同表福井県の項中「ナンブコムギ及び」を削り、同表兵庫県の項中「せときらら」の下に「、セトデュール」を加え、同表愛媛県の項中「チクゴイズミ、ニシノカオリ」を「せときらら、チクゴイズミ」に改め、同表佐賀県の項中「シロガネコムギ」を「さちかおり、シロガネコムギ」に改め、「、ニシノカオリ」を削る。

第一の五の㈡のロの表栃木県の項中「及びとちのいぶき」を「、とちのいぶき及びニューサチホゴールデン」に改め、同表佐賀県の項中「及びニシノホシ」を「、ニシノホシ及びはるか二条」に改め、同表大分県の項中「サチホゴールデン」の下に「、トヨノホシ」を加え、同表鹿児島県の項中「ニシノホシ」の下に「及びはるか二条」を加える。

第一の六の㈡の表兵庫県の項中「イチバンボシ」を「米澤モチ二号」に改め、同表徳島県の項中「イチバンボシ」の下に「及びダイシモチ」を加える。

第一の七の㈡のイの表秋田県の項中「、おおすず」を削り、同表山形県の項中「里のほほえみ」の下に「、シュウリュウ」を加え、同表茨城県の項中「タチナガハ」を「里のほほえみ、タチナガハ」に改め、同表埼玉県の項中「行田在来」の下に「、里のほほえみ」を加え、同表新潟県の項中「エンレイ」の下に「、里のほほえみ」を加え、同表富山県の項中「、シュウレイ及びフクユタカ」を「及びシュウレイ」に改め、同表石川県の項中「、オオツル、サチユタカ」を削り、同表兵庫県の項中「サチユタカ」の下に「、たつまろ」を加え、同表愛媛県の項中「、タマホマレ」を削り、同表大分県の項中「、フクユタカ及びむらゆたか」を「及びフクユタカ」に改める。

附　則

平成二十七年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦及び大豆の銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。